

年　月　日

貸主\_\_\_\_\_様

借　主\_\_\_\_\_印

### 要修繕箇所の通知（兼協議申入れ）

私が賃借している物件内において、下記の設備等の毀損があり、修繕の必要がありますので、通知いたします。すみやかに状況を確認ください。あわせて、修繕の必要性や実施時期について、協議をするよう申し入れます。

※協議が不調に終わった場合には、民法607条の2に基づき対応することとなります。

記

要修繕箇所	
設備等の毀損の状況	
※急迫の事情があるため早期の修繕を要する場合には 右□欄にチェックしてください。	→ □

#### 【条文】民法第607条の2 「賃借人による修繕」

賃借物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、賃借人は、その修繕をすることができる。

- 一 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。
- 二 急迫の事情があるとき。